○国土交通省告示第七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十六年二月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県八千代市緑が丘一―千百二十一―三　独立行政法人都市再生機構千葉中部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第七十五号

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十八条第一項第三号の規定に基づき、昭和五十年建設省告示第千百二十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附　則

この告示による改正後の額は、平成二十六年四月一日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等の額については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

当茂谷

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県岡崎市秦梨町

字世土田　二〇番二　一号

二〇番一　二号及び三号

二七番一　五号

字投坂　二番五　六号

二番六　七号

二番九　八号

二番一〇　九号

二番一五　十号

一四番一　十一号

愛知県岡崎市才栗町

字保呂谷　三六番　四号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

羽石沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百三十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成二十五年国土交通省告示第五百四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

愛知県新城市愛郷

字平沢　五九番四　一号及び二号

字羽石　三番　三号から五号まで

六番　六号

九番　七号

一二番一　八号及び九号

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山中沢第二支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市作手菅沼

字山中　六三番三五一　一号

六三番二〇　二号

六三番二〇二　三号

六三番二一〇　四号

四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山中沢第三支川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県新城市作手菅沼

字山中　六三番二八五　一号

六三番二一〇　二号

六三番二七一　三号

六三番二〇三　四号

六三番二〇六　五号

六三番一七二　六号

六三番一六四　七号

六三番一六七　八号

六三番一六八　九号

六三番三六　十号

六三番二二一　十一号

六三番二一二　十二号

六三番三　十三号及び十四号

六三番二八九　十五号

○海上保安庁告示第七号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「 MH　564 」を「 JA　9564 」に削り、

「 MH　973 」を「 JA　973A 」に、

「 MH　974 」を「 JA　974A 」に改める。

附　則

この告示は平成二十六年二月三日から施行する。

○環境省告示第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二の規定に基づき、環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件（平成十三年十月環境省告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

附則中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第十号、第六条の四第十一号、第六条の六の二第二十一号（同令第十二条の十二の七において準用する場合を含む。）、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年十月環境省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

附則中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

○環境省告示第十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の二の規定に基づき、環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件（平成十六年六月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年一月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

附則中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

五　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山崎沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

愛知県豊川市長沢町

字京ケ峰　四番四

四番八

四番二〇

四番二一

七番三